

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
29	営繕課	H29.6.12	松阪市立粥見小学校校舎改築工事監理業務委託	鉄筋コンクリート造3階建て面積2,435.90㎡ 新校舎建築工事、旧校舎解体工事、外構工事	1	H29.6.16	前野・ピース特定建築設計共同企業体	津市南中央6番6号 [(株)前野建築設計]	22,880,880	17,820,000	今回の工事は、敷地条件等によりやむを得ず既設校舎に隣接して新校舎を建築する計画としており、既設校舎を解体する前に新校舎を使用し始めるため、松阪市の公共工事では前例のない建築基準法上の仮使用承認を受ける必要がある特殊な工事である。仮使用承認を受けるにあたっては、既設校舎が残っている場合の新校舎の法不適合項目の確認とその安全性確保のための代替案の検討などを踏まえた安全計画書を作成する必要があり、設計者でないと利用者である生徒等の安全性を確保した安全計画書を作成することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
29	営繕課	H29.6.12	松阪図書館大規模改修工事監理業務委託	既設図書館(RC造3階建て2,779.68㎡)の改修及びエントランス部増築の工事管理業務	1	H29.6.16	綜企画・駒田設計特定建築設計共同企業体	名古屋市東区葵2丁目3番15号 [(株)綜企画設計名古屋支店]	16,080,120	12,960,000	本工事の対象建物が複雑な設計等を必要とする図書館であるため工事監理業務においても設計と同様に技術を要し、工事内容が設計変更の想定される改修工事であるため、限られた工期で工事を進めるには設計内容や変更協議に迅速に対応する必要があることから、設計内容を十分把握した設計者でなければ対応できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
29	営繕課	H29.11.17	松阪市健康センター増築工事設計業務委託	健康センター増築工事の設計業務委託 1式	1	H29.11.20	(株)藤川原設計	名古屋市千種区清住町1-71-1	4,918,320	4,860,000	本業務は、松阪市健康センター感染室の増築工事に係る設計業務委託であり、既設建物のピロティ(建物内駐車場の一部)部分への増築を予定しており、既設建物の構造上、建物への構造的な影響が多大な為、構造計算を行うのは既設建物の設計者でないと困難である。株式会社藤川原設計は、松阪市新健康センター新築工事の設計業務と工事中の設計意図伝達業務の受託者であり、工事途中の計画変更に係る構造検討も行い構造の変更内容も十分に把握しており、構造計算データも有しているため、再検討を行うにあたり、業務委託に係る費用及び期間においても有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約とした。	無	

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
29	営繕課	H30.1.19	第三小学校エレベーター設置工事変更設計業務委託	第三小学校エレベーター設置工事の変更設計業務委託 1式	1	H30.1.24	ハコイロ田中宏樹建築設計室	松阪市飯南町深野748	1,603,800	1,296,000	本業務は、第三小学校エレベーター設置工事に係る建築基準法第6条第1項による計画変更を行うための緊急的な設計業務委託であり、本工事が現在進行中の工事でもあるため、早期に工事を再開させる必要がある。また、本業務においては、当現場状況や各工種の施工図の内容を十分に把握している必要があり、計画変更を行うのは本工事の工事監理業務を受託した工事監理者でないと困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号により随意契約とした。	無	